研究成果報告書 科学研究費助成事業



今和 元 年 6 月 1 3 日現在

機関番号: 82625

研究種目: 基盤研究(B)(一般)

研究期間: 2015~2017

課題番号: 15H04558

研究課題名(和文)アンブレラ型のセーフティネット政策の制度設計と経済的効果に関する研究

研究課題名(英文)An Analysis on Design of Umbrella-Type Whole-Farm Income Stabilization Program

研究代表者

吉井 邦恒 (YOSHII, kunihisa)

農林水産省農林水産政策研究所・その他部局等・研究員

研究者番号:00356297

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 6.100.000円

研究成果の概要(和文):アメリカ及びカナダでは、作物別の農業保険や政府支払いとの重複加入を認め、それらのプログラムによる支払後に農業者が真に不足する金額を支払うアンブレラ型セーフティネットとして、経営単位の農業経営安定対策が仕組まれている。日本の収入保険は経営単位方式であるものの、現行の経営安定制度との重複加入を認めていないことから、収入保険の加入者は、現行制度よりも負担が少ない者や現行制度の対象外の農産物を生産している者が多くなる可能性がある。多様な部門からの加入者を増やして収入保険制度を安定的に運営していくためには、重複加入を含めたアンプレラ型への拡張も検討する必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義 経営単位の農業経営安定対策が先駆的に実施されてきたアメリカ及びカナダにおける制度設計や経済的効果を分 析することにより、新たに日本で導入された収入保険制度が有効なセーフティネットとしての機能を果たすとと もに、安定的に運営されていく上で、検討すべき農業者の加入促進対策に関して一つの方向を提示した。

研究成果の概要(英文): In U.S. and Canada, a producer is allowed to participate in both the whole-farm income stabilization program (WFISP) and commodity-specific crop insurance/governmental payment program. The WFISP acts as an umbrella-type safety net, because of making the really necessary and final payment to a participant. While the new Japanese Revenue Insurance program (RIP) takes a whole-farm approach, a producer must choose between the RIP and other alternatives, which are similar programs such as existing commodity-specific crop insurance, and price stabilization programs for rice/wheat/barley and vegetables. There is a possibility that quite a few producers are in a wait-and-see mood and do not take out RIP positively. We think that an extension of RIP to an umbrella-type safety net by adopting duplicate participation is needed to promote subscription to the program and maintain its premium-indemnity balance in a good condition.

研究分野:農業保険、アメリカ・カナダ・EUの農業経営安定対策

キーワード: 農業保険 収入保険 アンブレラ型 セーフティネット 経営単位 経営安定対策 農業リスク

1.研究開始当初の背景

- (1) すべての農作物を対象とし、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度の導入について調査・検討が開始されており、日本においても2018年以降に新たな収入保険が実施されることになるが、同制度の具体的な仕組みの詳細は明らかにされていない。
- (2) アメリカでは経営単位収入保険、カナダでは所得税申告制度を活用した農業所得安定対策 (AgriStability) EU では経営単位の所得安定化手段が導入される等、他の施策で不足する部分に対して支払いを行うアンブレラ型の経営安定対策が実施されている。

2. 研究の目的

北米・EU で実施されているアンブレラ型の経営安定対策の制度設計の詳細を明らかにし、その経済的効果の分析を行うことによって、日本の収入保険制度の詳細を決定するに当たっての政策的インプリケーションを導出する。

3.研究の方法

海外調査及び文献調査によって北米・EUのアンブレラ型の経営安定対策の制度設計の詳細を整理・分析する。また、生産者や農業共済組合等に対する聞き取り調査による経営単位収入保険に対する保険需要の把握及び農業経営統計データ等に基づく農業収入変動リスクに関する分析を行う。

4. 研究成果

(1) 北米の経営単位の経営安定対策

アメリカの経営単位収入保険

アメリカでは、1996 年に創設された作物別の収入保険のほか、経営単位収入保険 農業所得税申告書を用いて、農業者ごとに畜産を含む複数の農産物からの農業収入を経営単位で把握して、収入が減少した場合に保険金を支払う仕組み も1999年に導入された。そして、2015年からは、従来の経営単位収入保険に代えて、より充実した保証を提供する WFRP(Whole Farm Revenue Protection) が実施されている。WFRPの概要は第1表に示すとおりである。

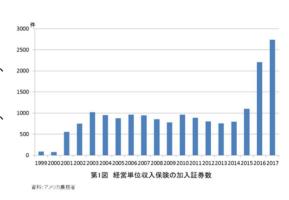
第1表 WFRP の概要

項目	仕組み
対象者	・継続する5年間の農業所得税申告書を提出できる者(新規農業者は3年間,その他4年間でも可の
	ケース有り)
	│・収入保証額が850万ドルを超えていないこと,家畜・畜産物または種苗・施設栽培からの収入が │
	100万ドルを超えていないこと
対象収入	・税申告書の農業収入から,収穫後価値増加分,加工,政府補助金,農業保険金,雇用労
	働収入等を除いたもの。
対象リスク	・保険期間に発生した避けることができない自然災害や市場変動(価格低下)による収入の減少
基準収入	・所得税申告書に基づく過去5年間の平均対象農業収入と農業経営報告に基づく当年度の予想収入
	を比較して,小さい方の額
	- 平均対象農業収入を計算するとき,規模拡大等に応じて調整を行う
収入保証額	・基準収入に保証水準(50~85%)を乗じた額
保険料	・生産している作物ごとの保険料率を組み合わせて加入者ごとに設定
保険金	・収入保証額から当該年度の対象農業収入を引いた額
他制度との関係	・作物別の作物保険または収入保険との重複加入は認められる
	・他の農業経営安定対策との重複加入は認められる

出典:筆者作成.第2表及び第2図において同じ.

WFRP の加入者は、同時に作物別の保険に加入してもよいことになっている。たとえば、りんごと小麦を生産している WFRP の加入者は、作物別にりんごの作物保険と小麦の収入保険に加入することができる。ところで、WFRP の保険金が支払われる時期は、収穫直後ではなく農業所得税申告後の翌年の春以降となるため、収入減少が生じても年内の資金融通が困難となるケースが想定される。重複加入している場合には収穫直後に作物別の保険金が支払われるので、翌年春以降の WFRP の保険金支払いを待たずに、年内に必要なキャッシュフローを確保することができる。アメリカ農務省によると、2017 年では WFRP 加入者の約 67%が WFRP と作物別の保険に重複して加入しており、作物別保険の対象外作物を生産している加入者を除く大多数の農業者は重複加入を選択している。したがって、WFRP による支払いが行われるのは、作物別保険の支払いが行われないか、作物別の保険金支払いでは不足する場合であり、WFRP は最終的な収入不足に対応する「アンブレラ型」の保険として機能している。

経営単位収入保険の加入証券数は、第 1 図に示すように、2015 年の WFRP 実施により大きく増加した。WFRPへの加入が増えているのは、果樹、野菜及び畜産のようにこれまで農業保険による収入保証が十分でなかった部門に加えて、作物別の保険では保証されない品質低下について WFRP では保証を受けられることから、作物別の保険とあわせて WFRP に加入する経営が増加したためである。

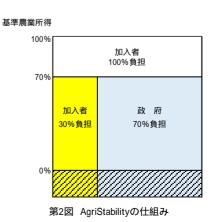


WFRP は今後とも加入の拡大が見込まれており、それに伴いこれまで引受や支払いに関する情報やデータが十分に蓄積されていない作物の引受が増加していくものと考えられる。WFRP の保険料率は、作物別の保険料率を、対象作物数による相殺効果を考慮しつつ、加重平均することによって加入者ごとに算定される。保険収支を健全なものとするためには、新規加入者の生産する作物の状況に応じて、ベースとなる作物別の保険料率をどれだけ適正に設定できるかが今後の課題であろう。

カナダの AgriStability の概要

AgriStability は、農業所得税の申告者を対象に、農業所得税申告書のデータに基づき、経営単位でみた加入者の当該年度のすべての農産物からの農業所得が大きく低下するときに支払いが行われるプログラムである。AgriStability における農業所得は、農業所得税申告書に記載された収入と支出のうち、農産物の生産に直接関係する対象収入(農産物販売額及び農業保険金)から対象支出を差し引いたものである。

当該年度の農業所得が基準農業所得(加入者の最高 と最低の年を除く過去5年中3年の平均農業所得が基



本)よりも30%を超えて低下したときに、第2図に示すように低下分の70%相当額が、政府から加入者に支払われる。仮に当該年度の農業所得がマイナスになった場合には、そのマイナス部分(第2図では0%より下の斜線部分)に対しても政府は70%相当額を支払う。

AgriStability の加入者は、必ずしも農業保険に加入する必要はない。しかしながら、AgriStability の対象収入には農業保険金が含まれるので、自然災害等により収入が減少する年が続いたとしても、農業保険に加入していれば、AgriStability の基準農業所得の低下を防ぎ、一定水準の農業収入を確保することができる。また、AgriStability による支払いを受け取るまでには農業所得税申告後3ヶ月近く要することから、自然災害等で収入が減少した年でも、アメリカのWFRP と同様に、農業保険金により年内に必要な資金への対応が可能になる。

このように、自然災害等により収入が減少したときには、作物別の農業保険が第一次的に対応し、年内に保険金を支払うことによって当座に必要な資金を提供し、その上で農業収入から農業支出を差し引いた農業所得が 30%を超えるような大きな所得の減少が生じた場合には、AgriStabilityで対応することになる。アメリカとは多少異なる形ではあるが、AgriStabilityは、作物別の農業保険に対して、アンブレラ型の制度としてセーフティネット機能を果たしている。

(2) 日本における農業リスクと収入保険

農業者のリスク意識と農業収入の変動状況

農業者にとって、収量が減少する生産リスク、販売価格の低下リスク、費用の高騰リスクの3つが懸念される主要なリスクである。しかしながら、本研究で行った聞取調査では、価格リスクよりは、むしろ自然災害等による生産リスク、けがや病気により農作業ができずに減収となるリスクに対して懸念を示す農業者が収入保険に関心を有する事例が少なからずみられる。

農業経営統計により農業収入の変動状況をみると、経営部門数が多いあるいは販売収入が多

い経営体の方が農業収入の変動が小さく、また、第3図に示すように、 水田作で価格低下による収入変動が みられるものの、野菜や果樹を主業 とする経営では、農業収入の低下リ スクは比較小さくなっている。



日本の収入保険制度

2019 年 1 月から実施される日本の収入保険制度の概要は、第 2 表に示すとおりである。日本の収入保険は、経営単位方式であるため、アメリカの WFRP と類似した仕組みになっているが、保険対象リスクは WFRP よりも広く、「掛捨ての保険方式」と「掛捨てとならない積立方式」の組合せや全国一律の保険料率の適用という点で WFRP と異なる日本独自の仕組みとなっている。また、日本の場合、収入保険と収入減少を補てんする機能を有する類似制度については、どちらかを選択して加入することとされている。このため、収入保険の加入者は、現行の収入減少を補てんする類似制度よりも負担が少ない者や類似制度がカバーしていない農産物を生産している者が多くなり、収入保険に関心を有している加入資格者を十分に取り込めていない可能性がある。

第2表 日本の収入保険制度の概要

項目	<u> </u> 仕組み
対象者	青色申告を行っている農業者(個人・法人)
対象リスク	農業者の経営努力では避けられない自然災害や価格低下等による農業収入の減少
対象農産物	農業者が生産するすべての農産物(肉用牛、肉豚、鶏卵等は対象外)
基準収入	原則、農業者ごとの過去5年間の農業収入の平均 規模拡大、保険期間の営農計画等も考慮
支払い	保険期間の農業収入が基準収入の9割(最高)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率・最
	高)について、「掛捨ての保険方式(保険金)」と「掛捨てとならない積立方式(特約補てん
	金)」の組合せで補てん
1 + 1 + 1 × 1	掛捨て部分の保険料率:初年度は全国一律で農業者負担1.08%(8割保証)。翌年度以降は保険金支
	払い状況に応じて割引・割増
国庫負担	保険料の50%補助、積立金の75%補助
他制度との関係	┃「収入保険」と「収入減少を補てんする類似制度(水田作・畑作物の収入減少緩和対策、野菜価格
	安定制度等)」とは、どちらかを選択して加入

特に、現行の類似制度のうち、水田作と野菜作にかかわる制度は、集落組織や JA の生産部会をベースとしており、地域的なつながりを重視する生産者が収入保険への加入を様子見するケースも少なくない状況である。他方、果樹を対象とした収入安定のための制度が実施されていないため、従来の農業共済(自然災害等による収量減少による収入減少を補償する保険)から収入保険へ移行する者を含めて、果樹生産者は収入保険に高い関心を示している。

収入保険制度の安定的な運営のためには、多様な部門から多くの加入者を確保する必要がある。 経営数が多い水田作や野菜作の加入を促進する必要があるが、そのためには、WFRP のような 重複加入を認めるアンブレラ型への拡張も検討する必要がある。

5 . 主な発表論文等

[雑誌論文](計29件)

<u>吉井邦恒</u>、収入保険と農業経営の安定化 アメリカを事例として 、農林水産政策研究所・プロジェクト研究 [主要国横断・総合] 研究資料第6号、pp.1-21、2018

http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/180300_29cr06_02.pdf

吉井邦恒、EU における農業リスク管理政策、農林水産政策研究所・プロジェクト研究 [主要国横断・総合] 研究資料第2号、pp. 1-35、2017

http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/170900_28cr02 05.pdf

<u>吉井邦恒</u>、セーフティネットとしての農業保険制度 アメリカ・カナダの農業経営安定対策の 事例研究 、保険学雑誌第 634 号、pp. 137-157、2016

吉井邦恒、アメリカ 2014 年農業法に基づく農業経営安定対策の実施状況、農林水産政策研究所・プロジェクト研究[主要国農業戦略]研究資料第13号、pp.33-53、2016

http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/160331_27cr13_02_us2.pdf

吉井邦恒、2014 年農業法セーフティネット・プログラムの選択 アメリカの農業者は PLC と ARC のどちらを選んだのか 、農林水産政策研究所・プロジェクト研究 [主要国農業戦略]研究 資料第8号、pp.1-27、2015

http://www.maff.go.jp/primaff/kanko/project/attach/pdf/150331_26cr08_01_usa.pdf [学会発表](計7件)

<u>吉井邦恒</u>、農業者のリスク意識と収入保険、日本リスク研究学会第 31 回年次大会、2018

吉井邦恒、経営安定対策としての収入保険 - 日米加の比較を中心に - 、第 53 回東北農業経済 学会、2017

<u>吉井邦恒</u>、世界の農業保険制度 - アメリカの事例を中心として - 、農業災害補償制度 70 周年 記念シンポジウム (招待講演) 2017

<u>吉井邦恒</u>、農業収入保険の仕組みと運用 アメリカの事例を中心として 、国立国会図書館説 明聴取会、2016

吉井邦恒、農業収入セーフティネットとしての収入保険について、日本保険学会関東部会、2016

[図書](計1件)

星勉、<u>吉井邦恒</u>、鈴木宣弘、姜薈、石井 圭一、安藤光義、筑波書房、農業収入保険を巡る議論、62頁(pp.7-26) 2015

〔 産業財産権 〕

出願状況(計0件) 取得状況(計0件)

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名:大山 達雄

ローマ字氏名:(OYAMA, tatsuo) 所属研究機関名:政策研究大学院大学

部局名:政策研究科職名:名誉教授

研究者番号(8桁): 30134323

研究分担者氏名:伊藤 房雄 ローマ字氏名:(ITOU, fusao) 所属研究機関名:東北大学 部局名:大学院農学研究科

職名:教授

研究者番号(8桁): 30221774

研究分担者氏名:渡辺 靖仁

ローマ字氏名:(WATANABE, yasuhito)

所属研究機関名:山梨大学 部局名:大学院総合研究部

職名:教授

研究者番号 (8桁): 40635827

(2)研究協力者

研究協力者氏名:安田 禎仁

ローマ字氏名:(YASUDA, yoshihito)

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。